

感染症による出席停止について（参考資料）

学校においては、学校保健安全法第 19 条に基づき感染症予防上必要があるときには、学校の臨時休業を行い、また、生徒が学校感染症に罹患下時には、次のとおり、出席停止の措置を取ることになっています。

出席停止期間は「特別欠席」の扱いとなりますので、医師より登校の許可がおりましたら、「学校感染症に関する報告書」を担任へ提出してください。

なお、「学校感染症に関する報告書」の提出においては、受診医療機関の領収書または診療明細書、保険調剤明細書のいずれかの写しを添付して提出してください。

【学校において予防すべき感染症および出席停止の基準】（学校保健安全法施行規則第 19 条）

種類	病名	出席停止の期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過しかつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 その他感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで